

# 大北圏域障害者就業・生活支援センター指定候補者募集要領

長野県では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条の規定に基づき、同法第 28 条の業務を行う「障害者就業・生活支援センター」（以下「センター」という。）について、県内 10 の障がい福祉圏域ごとに一つの事業者を指定し、障がい者の就労支援を実施しているところですが、大北圏域（大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村の 1 市 1 町 3 村を対象とする範囲）において、現指定事業者が令和 6 年 3 月末をもってセンターの運営から撤退することとなったことから、引き続き当該圏域における障がい者の雇用の促進、職業の安定を図るため、当該圏域を活動区域とするセンターの指定候補者を募集します。

令和 6 年 1 月 16 日

長野県健康福祉部障がい者支援課長

## 1 センターの業務について

- (1) 職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がい者（以下「支援対象障がい者」という。）からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、長野障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整、支援対象障がい者に係る状況の把握、支援対象障がい者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、関係機関に係る情報の提供等、その他支援対象障がい者がその職業生活における自立を図るために必要な援助を総合的に行うこと。
- (2) 支援対象障がい者が障害者職業総合センター、長野障害者職業センター又は職業準備訓練を適切に行うことができると認められる事業主により行われる職業準備訓練あるいは職場実習を実施することについてあっせんすること。
- (3) 上記（1）及び（2）のほか、支援対象障がい者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。
- (4) 業務を実施する区域は、主として大北圏域とします。

## 2 応募要件

次の各号に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 大北圏域内に支援拠点を設置し、国が実施する雇用安定等事業及び長野県が実施する生活支援等事業を遂行するにあたって必要な人員を配置できること。  
(参考：令和 5 年度の人員体制については、雇用安定等事業における就業支援担当職員が 2 名（内 1 名が主任就業支援担当者）、生活支援等事業における生活支援担当職員が 1 名であり、令和 6 年度についても同等規模による事業実施を見込みます。)
- (7) 支援対象障がい者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般

財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人であること。

- (8) 業務を行うにあたって、大北圏域の自治体及び関係機関と十分な連携をとれる見込みがあること。
- (9) 過去3年間に次の障がい者の就業及び生活に関する支援活動の実績があること。または、実績がない場合には、指定を受けた後1年間の間に次の要件を満たす確実な見込みがあること。
  - ア 支援により10名以上又はこれに準じる就職者を出していること。
  - イ 支援により事業所等において20件以上又はこれに準じる職場実習を行っていること。
- (10) 公益法人にあつては、本事業を受託した場合において、国からの補助金、委託費等（本事業に係るものを含む）が、当該法人の年間収入の3分の2を下回る見込みであること。

### 3 参加申込書の作成・提出

指定候補者の選考に応募する方は下記により参加申込書を提出してください。

- (1) 提出書類
  - ①参加申込書（様式1）
  - ②応募要件具備説明書類総括書及び総括書に添付すべき書類（様式1の附表）
- (2) 提出期限 **令和6年1月26日（金） 午後5時（必着）**
- (3) 提出方法 郵送又は持参により、長野県健康福祉部障がい者支援課共生社会推進係まで提出してください。

（提出先は下記9を参照。なお、郵送の場合は、電話で発送の連絡をお願いします。）
- (4) 応募資格要件の審査
  - ①提出された参加申込書及び添付書類に基づき、応募資格要件の審査を行います。
  - ②必要に応じて、参加申込書提出者に対しヒアリングを行います。
  - ③虚偽の記載事項がある場合、参加申込書は無効となります。
- (5) 応募資格要件を満たさない者に対する理由の説明
  - ①県は参加申込書提出者のうち、要件を満たさないため応募者として該当しなかった者（以下「非該当者」という。）に対してのみ、令和6年2月13日（火）までに非該当理由を書面又は電話により通知するものとします。
  - ②非該当者は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まないものとする。）以内に、書面（様式自由）により県に対して非該当理由について説明を求めることができるものとします。
  - ③県は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内により書面により回答するものとします。

### 4 応募に関する質問

応募及び指定希望調書作成に関する質疑については、下記により受け付けます。

- (1) 受付期限 **令和6年2月9日（金） 午後5時まで**
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式自由）を電子メールにより長野県健康福祉部障がい者支援課共生社会推進係（下記9参照）まで送付してください。なお、提出した場合は、必要に応じて到達の確認を電話にて行ってください。
- (4) 回答方法 質問者に電子メールにて回答します。また、指定希望者に共通すると考えられる質問は、随時長野県公式ホームページに質問及び回答を掲載します。ただし、選定審査に関する質問には回答できません。

## 5 指定希望調書の作成・提出

### (1) 提出書類

- ①大北圏域障害者就業・生活支援センター指定希望調書（以下「指定希望調書」という。）
- ②令和4年度の収支決算書及び事業報告書
- ③令和5年6月1日現在の障がい者雇用状況報告書の写し  
（常用労働者50人以上の法人のみ）
- ④法人パンフレット等法人の概要がわかる資料（写し可）

### (2) 提出部数 6部（原本1部、コピー5部）

### (3) 提出期限 令和6年2月16日（金） 午後5時（必着）

### (4) 提出方法 郵送又は持参により、長野県健康福祉部障がい者支援課共生社会推進係まで提出してください。

（提出先は下記9を参照。なお、郵送の場合は、電話で発送の連絡をお願いします。）

## 6 審査

指定候補者の選定は、「大北圏域障害者就業・生活支援センター指定候補者審査委員会」が審査の上、最高点となった者を選定します。

### (1) 審査対象

提出書類を審査の対象とします。また、2者以上の応募があった場合はプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を開催し、審査会でのプレゼンテーションを審査対象に含めます。

### (2) 審査基準

別添の大北圏域障害者就業・生活支援センター指定候補者審査基準表のとおりとします。

### (3) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ①指定希望調書を提出した者のうち指定候補者として選定された者に対して、その旨を指定候補者選定通知書により通知します。
- ②上記①以外の者に対して、選定されなかった旨を指定候補者非選定通知書により通知します。
- ③指定候補者を大北圏域障害者就業・生活支援センター実施事業者として指定するときは、指定にあたってセンター業務実施住所を含めて長野県報により告示します。

### (5) 非選定理由に関する事項

- ①上記(4)②の指定候補者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により非該当理由について説明を求めることができます。
- ②非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③非選定理由の説明請求は、郵送又は持参により長野県健康福祉部障がい者支援課共生社会推進係まで提出してください。

（提出先は下記9を参照。なお、郵送の場合は、必要に応じて電話で到達確認をお願いします。）

## 7 選定後の手続き等

### (1) 選定された指定候補者は、長野県に対し「障害者就業・生活支援センター指定申請書」を提出するものとします。

（様式、添付書類、提出時期等は別途選定された指定候補者に対して通知します。）

### (2) 長野県は、選定後、指定申請書を審査の上、指定にあたっての問題がないときは選定事業者を大北圏域障害者就業・生活支援センター実施事業者として指定します。

また、国に対して、国が実施する障害者就業・生活支援センター（雇用安定等）事業の実施事業者として推薦するとともに、長野県が実施する障害者就業・生活支援センター（生活支援等）事業の実施候補者となります。

- (3) 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業、生活支援等事業）の実施にあたっては、国及び県の令和6年度予算の成立、県から国への実施事業者推薦の採択、県の請負人選定委員会による契約相手方としての選定等が前提条件となります。

前提条件が満たされない場合、指定候補者となった場合でも事業を実施できない場合がありますので、このことについて御了承の上、応募をお願いします。

## 8 その他留意事項

- (1) 参加申込書及び指定希望調書は複数提出することはできません。
- (2) 提出された参加申込書、指定希望調書の内容は変更することができません。
- (3) 提出された参加申込書、指定希望調書その他添付書類は返却しません。
- (4) 参加申込書、指定希望調書その他添付書類の作成及び提出に係る費用は、指定希望者の負担とします。
- (5) 提出された指定希望調書は、提出者に無断で指定候補者の選定以外の用途に使用することはありません。
- (6) 参加申込書及び指定希望調書に虚偽の記載があった場合、選定後であっても失格とします。

## 9 申請書類の提出先

長野県健康福祉部障がい者支援課共生社会推進係（担当 伊達）

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL 026-235-7105 FAX 026-234-2369

E-mail fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp